

広報直島

202b Jul. No.87b

7

すな お な え が お の し ま

contents

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 02 財政事情の公表 | 09 住民福祉課からのお知らせ |
| 04 総務課からのお知らせ | 10 カメラレポート |
| 05 企画電算室からのお知らせ | 12 住民福祉課からのお知らせ |
| 07 建設水道課からのお知らせ | 14 健康推進室からのお知らせ |
| 08 産業環境課からのお知らせ | 18 ふれあい診療所からのお知らせ |



町の人口 | 7月1日現在(先月比) 世帯数/1,606(-4) 人口/2,864(-2) 男/1,474(-2) 女/1,390(±0)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.21km²

直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp



財政事情の公表

令和8年3月31日現在

町の財政事情を公表します。

ここに公表する財政事情は、令和7年度の町の予算がどのように使われたか、皆さんによく知っていただくためのものです。

項目に少し分かりにくい言葉もありますが、自分の家の家計簿を見るつもりでご覧いただき、誰もが明るく楽しい生活ができる直島のまちづくりに、ご理解とご協力をお願いします。

一般会計支出状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	支出済額	支出率
1 議会費	52,111	52,171	51,579	98.9
2 総務費	700,221	1,120,912	535,908	47.8
3 民生費	657,573	643,683	619,068	96.2
4 衛生費	544,051	558,934	518,997	92.9
5 労働費	6	6	0	0.0
6 農林水産業費	36,148	28,662	21,594	75.3
7 商工費	87,804	203,195	102,190	50.3
8 土木費	349,017	372,402	334,524	89.8
9 消防費	109,571	253,216	214,165	84.6
10 教育費	335,112	309,455	289,919	93.7
11 災害復旧費	18	18	0	0.0
12 公債費	315,857	317,295	317,284	100.0
13 諸支出金	182,799	182,759	182,753	100.0
14 予備費	10,000	8,132	0	0.0
歳出合計	3,380,288	4,050,840	3,187,981	78.7

(注) 「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

一般会計収入状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率
1 町 税	930,693	994,804	1,007,721	101.3
町 民 税	226,395	250,904	264,698	105.5
内 固定資産税	671,213	708,924	709,021	100.0
軽自動車税	14,092	14,403	14,477	100.5
たばこ税	18,993	20,573	19,525	94.9
2 地方譲与税	11,056	11,600	11,895	102.5
3 利子割交付金	300	1,486	1,327	89.3
4 配当割交付金	4,000	5,700	5,912	103.7
5 株式等譲渡所得割交付金	3,000	7,400	9,199	124.3
6 法人事業税交付金	11,500	13,100	13,849	105.7
7 地方消費税交付金	87,500	97,300	101,943	104.8
8 環境性能割交付金	1,000	1,350	1,251	92.7
9 地方特例交付金	901	949	948	99.9
10 地方交付税	1,020,000	1,203,289	1,245,910	103.5
11 交通安全対策特別交付金	1	1	0	0.0
12 分担金及び負担金	21,289	20,930	21,165	101.1
13 使用料及び手数料	82,154	97,159	99,073	102.0
14 国庫支出金	110,049	239,394	126,843	53.0
15 県支出金	100,604	97,606	59,581	61.0
16 財産収入	186,241	188,720	188,198	99.7
17 寄附金	60,008	37,508	35,785	95.4
18 繰入金	559,614	535,092	373,339	69.8
19 繰越金	30,000	294,003	294,004	100.0
20 諸収入	14,238	29,249	22,027	75.3
21 町 債	146,140	174,200	70,000	40.2
歳入合計	3,380,288	4,050,840	3,689,970	91.1

町有財産の現況

区 分	面 積・金 額
土 地	884,457.20㎡
建 物	37,823.37㎡
有 価 証 券	0 円
出資による権利	10,489,440 円
基 金	829,500,000 円
債 権	0 円
一 般 現 金	410,000 円
一 般 預 金	706,004,307 円

町 税 負 担 額

区 分	税 額	一人当り税額	一世帯当り税額
町 民 税	267,284 ^{千円}	93,883 ^円	168,315 ^円
固定資産税	708,082	248,712	445,895
そ の 他	34,794	12,221	21,911
合 計	1,010,160	354,816	636,121

令和8年3月31日現在 現在人口 2,847 人 世帯数 1,588 戸

町 債 の 現 在 高

(単位：千円)

区分	借入先	金 額	備 考
普通会計	財 務 省	1,501,307	一 般 公 共 事 業 債 613
			一般廃棄物処理事業債 29,936
			減 収 補 て ん 債 3,532
			学校教育施設等整備事業債 32,609
			臨時財政対策債 810,235
			辺地対策事業債 145,701
			過疎対策事業債 344,461
			全国防災事業債 12,510
			病 院 事 業 債 121,710
企業許認可	地方公共団体金融機構	23,605	緊急防災・減災事業債 23,605
	株式会社かんぽ生命保険	156	減 税 補 て ん 債 156
	株式会社ゆうちょ銀行	0	臨時財政対策債 0
	株式会社百十四銀行	6,372	臨時財政対策債 6,372
企業許下水	香川県農業協同組合	15,649	臨時財政対策債 15,649
	財 務 省	999,721	簡易水道事業債 899,417
			辺地対策事業債(簡易水道) 100,304
	地方公共団体金融機構	44,463	簡易水道事業債 44,463
企業許下水	財 務 省	389,673	下水道事業債 377,423
			辺地対策事業債(下水道) 12,250
	地方公共団体金融機構	53,767	下水道事業債 53,767
合 計		3,034,713	

※町債残高は3月31日現在のものであり、5月に借入を行った令和7年度分(99,200千円)を除く。

特別会計の状況調書

(単位：千円・%)

区 分	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	支出率
国民健康保険事業特別会計	379,451	384,371	337,593	87.8	312,321	81.3
介護保険事業特別会計	420,556	468,474	442,155	94.4	406,302	86.7
診療所事業特別会計	284,901	274,438	271,287	98.9	255,395	93.1
後期高齢者医療事業特別会計	75,425	80,633	80,655	100.0	72,499	89.9
宅地造成事業特別会計	309	6,406	3,354	52.4	3,354	52.4
合 計	1,160,642	1,214,322	1,135,044	93.5	1,049,871	86.5

簡易水道事業会計の状況調書

(単位：千円)

区 分	収益的収支		資本的収支	
	予算額	執行額	予算額	執行額
収 入	506,717	535,796	64,405	64,403
支 出	495,906	467,261	154,753	151,081
収 支 差 引	10,811	68,535	△ 90,348	△ 86,678

下水道事業会計の状況調書

(単位：千円)

区 分	収益的収支		資本的収支	
	予算額	執行額	予算額	執行額
収 入	236,048	238,750	127,192	127,433
支 出	222,215	205,032	150,506	150,199
収 支 差 引	13,833	33,718	△ 23,314	△ 22,766



総務課からのお知らせ

令和8年 消防功労者定例表彰

6月12日(金)に香川県庁ホールで消防功労者定例表彰式が行われ、次の方々が受賞されました。(敬称略)

香川県知事表彰 永年勤続功労章

中 谷 祐 之 (第3分団副分団長)
森 上 均 (第2分団部長)

香川県消防協会会長表彰 功労章

米 谷 和 也 (第1分団部長)

勤続章

西 田 博 (第2分団班長)

日本消防協会会長表彰 精績章

下 津 哲 (副団長)

令和7年秋の叙勲

瑞宝単光章

手 塚 浩 (元副団長)



お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222



地域おこし協力隊ぐらむ

担当：松村

先日の芸能大会にて、直島女文楽は「こはににんさんばそう寿二人三番叟」を披露しました。次の公演は、火まつりです。敬老会に向けて、新しい演目の稽古も始まりました。今までは躍動感がある演目でしたが、次はしっかりとした物語性があるもの。みんなでわかるがわる人形を持ち、先輩方に教えてもらいながら少しずつ進んでいます。小学校でのクラブ活動や子ども三味線講座も始まり、子どもたちの中で文楽が親しみやすいものになったら嬉しいです。移住してはや10カ月が経ち、いつか住みたかった地域で人形浄瑠璃に関わる日が来るなんて不思議だなと思いながら、座員みんなと取り組める今を大切にしていきたいと思います。

直島女文楽は、座員を募集しています。三味線を弾いてみたい方、人形に触れてみたい方、新しいことを始めたい方、どんな方でも大歓迎です。教育委員会 松村までお気軽にご連絡ください。見て楽しい、やってみたらもっと楽しいのが文楽です♡



2026. 7

企画電算室からのお知らせ

本村地区（景観重点地区）内で家や外構の新築・改修などをする場合には事前に役場へ届け出が必要です！

直島町において景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として本村地区を重点地区に指定しています。

そこで、本村地区（景観重点地区）の美しい風景とまち並み景観を保全していくことを目的として平成25年4月1日より、下記内容の行為などをする場合には事前に役場へ届け出が必要となっています。重点地区内にお住まいの皆さんには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

（届出が必要な行為）

- ①建築物
 - 建築物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②工作物など（屋外広告物・塀・柵・門など）
 - 工作物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修などには補助金の交付がありますので、次の記事の「まちづくり景観活動をご支援します。」をご覧ください。



まちづくり景観活動をご支援します〈第2期募集〉

平成14年4月1日に施行された「直島町まちづくり景観条例」では「直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい」など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、以下のとおりです。

①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額→別表のとおり

●例えばこのようなときに…

- 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」注1) → ア)
- 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」注2) → イ)
- 「道路沿いを花いっぱいにしたい」→ ウ)
- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」→ ウ)
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」→ ウ) など

注1) ただし、景観重要物件に指定された建物などに限ります。

注2) ただし、重点地区内（現在、本村地区の一部のみ）の建物に限ります。

②申請の締切 … 7月31日(金)まで

別表

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
条例に基づきまちづくりを推進するために必要な事業	ハード事業	ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件 イ) ア) 以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件（ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。）	2/3	600万円
	ソフト事業	ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	2/3	30万円
		①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物およびアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事	1/3	100万円
		①建築物の新築、増改築、修繕などの工事費のうち外観にかかる経費 ②門、塀、垣根の新築、増改築、修繕などの工事費のうち外観にかかる経費	2/3	30万円

※令和5年度より次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります。

- (1)法人ならびに営利を目的とする個人および団体
- (2)宗教的または政治的な活動を目的とする法人、個人および団体

お問い合わせ 企画電算室 ☎087-892-2020



企画電算室からのお知らせ

みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えることをしてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援させていただく『みんなのまちづくり事業』を、今年度も引き続き実施いたします。

事業の概要などは次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

●対象となる事業

町民または町内にある団体などが自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などがあります。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

●補助率 補助対象経費の3分の2以内

●補助金の額

1事業当たり30万円を限度とします。

同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。

●応募の締切 7月31日(金)

不動産に関する無料相談会のお知らせ

司法書士および土地家屋調査士による、不動産に関する無料相談会を開催します。(年4回：4月、7月、10月、1月開催予定)

相続による名義変更や、不動産の賃貸・売却に向けた事前準備、登記に関するご相談など、不動産にかかわるお悩みに専門家が直接お応えします。

あわせて、地域おこし協力隊による空き家相談もお受けいたします。

●「親名義の土地をどう相続すればよいか分からない」

●「売却を考えているが、登記の手続きが不安」

●「空き家を貸したいけど、何から始めればいい？」

●「境界があいまいな土地の調査について知りたい」

そんなお悩みをお持ちの方は、ぜひこの機会にご相談ください。

相談は**無料・予約優先**です。

一組当たりの相談時間は30分以内とさせていただきます。

※不動産トラブル、法律トラブルの解決を目的とする相談会ではありません。

※ご自分で行う登記申請書類の作成方法やその書類確認などには応じかねます。

※地域おこし協力隊による空き家相談は、下記日程に限らずいつでもお受けいたします。

【日時】 7月22日(水) 10:00～12:00 (次回以降は10月、1月開催予定)

【場所】 西部公民館 (第1研修室)

【協力】 大賀祐一事務所 (司法書士・土地家屋調査士)

【予約】 企画電算室 (平日8:15～17:00 ※12:00～13:00を除く)



お問い合わせ 企画電算室 ☎087-892-2020

建設水道課からのお知らせ

入居者募集について

町営住宅（本村団地）の入居者募集について

直島町では、町営住宅本村団地の入居者を次のとおり募集します。

- 1 名称・募集戸数** 本村団地 7号 1戸
2 場 所 直島町676番地1（本村）
3 種 別 と 構 造 公営住宅 木造2階建・4DK
4 家 賃 17,800円～47,300円（月額）
（世帯全員の所得に応じて家賃を算定します）
※敷金 月額×3カ月分

5 入 居 資 格 ※以下の全ての項目に該当する方。

- ①町内に住所を有する者で、町税などを滞納していない方。
- ②同居の親族（約3カ月以内に婚姻をし、入居予定の親族を含む）がある方。（老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則に定める者は除く）
- ③現在、住宅に困窮し、自ら居住する住宅を必要とする方。
- ④入居する世帯全員の所得の合計額が収入基準※を満たしている方。（一般世帯と高齢者・身体障害者世帯とは所得基準が異なります）
- ⑤その者と同居親族（予定含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。

6 受 付 期 間

7月1日(水)～7月14日(火) 8:15～17:00

※12:00～13:00は除く（土・日・祝日は受付できません。）

7 必 要 書 類

- ①入居許可申請書
- ②「町営住宅の留意事項について」
- ③住民票謄本（世帯全員のもの）（世帯主・続柄記載のもの）
- ④課税・所得証明書（学生、子どもを除く世帯全員のもの）
- ⑤納税証明書（滞納がないことが証明できるもの）（世帯主のみ）
- ⑥その他必要とする書類（婚姻証明書など）

8 資 格 審 査 等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格該当者には抽選会および入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。

また、入居資格に該当されなかった方にも電話などで通知します。

9 抽選会及び入居説明会

7月17日(金) 14:30～ 役場2階大会議室

入居資格に該当された方は、必ず時間厳守で抽選会に出席してください。

なお、当選された方には、その後、引き続き入居説明を行います。（代理人でも可）

10 入 居 指 定 日 8月1日(土)

※入居資格を満たす収入基準とは、年間総所得がおおよそ下記の金額以下の場合を指します。

- 158,000円×12カ月＝1,896,000円（控除後）
2人家族（同居1人） 2,276,000円以下
3人家族（同居2人） 2,656,000円以下

- 4人家族（同居3人） 3,036,000円以下
5人家族（同居4人） 3,416,000円以下
※家族のうちで所得が2人以上ある方はそれぞれの所得を合算して当てはめてください。
※特定扶養、老人扶養等控除のあるときは、上記の金額とは異なります。

直島町営単身者用住宅（マリンパール直島）入居者募集について

- 1 名称・募集戸数** 町営単身者用住宅（マリンパール直島）104号 1戸

- 2 場 所** 香川県香川郡直島町2249番地64

- 3 構 造** 鉄骨造2階建 1SDK

- 4 家 賃** 30,000円＋共益費1,000円（月額）

5 入 居 資 格 ※次の条件を全て満たしている方。

- ①住宅に困窮し、自ら単身にて居住する住宅を必要としており、原則、町内に居住地を確保していない方。
- ②入居基準日をもって、満18歳以上40歳未満の方。
※年齢については、民法第143条及び年齢計算に関する法律の規定に準ずる。
- ③原則、連続して2年以上入居することができる方。
- ④町税などを滞納していない方。
- ⑤家賃の支払能力がある方。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方。

6 受 付 期 間

7月1日(水)～7月14日(火) 8:15～17:00

※12:00～13:00は除く（土・日・祝日は受付できません。）

7 申 込 方 法 必要書類をそろえて申込期日までに建設水道課へ必着のこと。

8 必 要 書 類

- (1)単身者用住宅入居許可申請書
- (2)「町営単身者用住宅の留意事項について」
- (3)住民票（すべて省略したもの）
- (4)課税・所得証明書
- (5)納税証明書 ※納税項目がない場合も必要となります。
- (6)その他（転入確約書など）

9 資 格 審 査 等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格に該当された方には抽選会及び入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。

また、入居資格に該当されなかった方にも電話等で通知します。

10 抽選会及び入居説明会

7月17日(金) 13:30～ 役場2階大会議室

かならず時間厳守で抽選会に出席してください。

なお、当選された方には、その後、引き続き入居説明を行います。（代理人でも可）

11 入 居 指 定 日 8月1日(土)





建設水道課からのお知らせ

急傾斜地崩壊対策事業補助について

急傾斜地崩壊対策事業とは

傾斜が急で、崩壊の危険性のある自然がけなどに対して、傾斜地の所有者または住宅所有者が崩壊対策工事を行うことが困難な場合、町が擁壁工事や法面工事を行い、がけ崩れから住民の生命を守る事業です。

香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱に基づく採択基準

1. 急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地に限る。）の高さが5 m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 人家2戸以上に倒壊など著しい被害を及ぼすおそれのある急傾斜地であること。
4. 自然斜面である急傾斜地であること。ただし、人工斜面であっても築造から10年以上経過したものうち、あらかじめ知事の承認を受けた急傾斜地を含むものとする。
5. 本事業の施行については、香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱および香川県補助金交付規則に基づくものとする。

経費の内訳

県 費	対象事業費の1 / 2程度
町 費	事業費の1 / 4程度
分担金	事業費の1 / 4程度(個人負担金)

上記の採択基準をみたし、急傾斜地崩壊対策事業補助を受けたい場合は、**8月7日(金)までに建設水道課にご連絡ください。**

なお、要望が多い場合は、香川県と調整のうえ協議により事業箇所を決定します。

お問い合わせ 建設水道課 ☎087-892-2224

産業環境課からのお知らせ

令和8年度狩猟免許試験のご案内

1. 試験日時等

	日 付	時 間	種 目	会 場	申請書受付期間
第1回	8月29日(土)	9:00~	わな猟	香川県庁北館	7月1日(水) ~ 7月29日(水) (必着)
第2回		13:30~	第一種銃猟 第二種銃猟		
第3回	8月30日(日)	9:00~	わな猟		
第4回		13:30~	第一種銃猟 第二種銃猟 網猟		
第5回	8月31日(月)	9:00~	わな猟		

2. 申請手数料 免許1種類につき5,200円(県証紙)

※他の種類の狩猟免許の交付を受けている方は1種類につき3,900円

免許を取得し、町内で有害鳥獣の駆除に従事していただける方は、町から狩猟免許試験申請手数料、狩猟免許試験予備講習会受講料、受験申請時添付用の医師診断書料の補助があります。

お問い合わせ 産業環境課 ☎087-892-2225

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

国民健康保険に加入されている皆さんへ…

8月からお使いいただく新しい「資格確認書等」のお届けについて

現在お使いいただいている「資格確認書等」の有効期限は7月31日です。

8月1日から使用していただく新しい「資格確認書等」は、**7月31日までに、ご自宅に配達されます。**



●「マイナ保険証」をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」が普通郵便で配達されます。

「資格情報のお知らせ」は、「マイナ保険証」をお持ちの方が自身の情報を簡単に確認できるようお送りする書面です。「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関で診療を受けることができません。医療機関を受診する際は「マイナ保険証」をご利用ください。

※令和7年度中に「資格情報のお知らせ」が交付された70歳未満の方は原則、有効期限がありませんので、令和8年度の「資格情報のお知らせ」の交付はありません。

※機器の不具合などにより「マイナ保険証」の読み取りができない場合については、「資格情報のお知らせ」を「マイナ保険証」とともに窓口でご提示いただくことで診療を受けることができます。

●「マイナ保険証」をお持ちでない方には、「資格確認書」が特定記録郵便で配達されます。

「資格確認書」は、国民健康保険に加入している証明書で、医療機関で診療を受けるときに必要です。カード型で小さくなっているので、なくさないように注意してください。

なお、有効期限の切れた「資格確認書等」は8月1日以降使用できません。

住民福祉課までお返しいただくか、ご自身で破棄をお願いします。

～ 見直しましょう！重複服薬 ～【医療費適正化のために】

●重複服薬とは

複数の医療機関にかかっている場合に、同じ効能の薬が重複して処方され、それを服用することです。

●重複服薬のデメリット

- ・処方薬は市販薬より薬効が強いため、重複して飲むと体に負担がかかり危険です。
- ・異なる医療機関で同じ効能の薬をもらうのは医療費のムダづかいです。
- ・医療費が増えると、国保財政が圧迫され、保険料の引き上げを招きます。



重複服薬を防ぐコツ

●かかりつけ薬局を持ちましょう

“かかりつけ薬局”とは、処方箋をもらったら、そこで調剤してもらおうと決めている薬局のことです。複数の医療機関で受診したとき、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえます。

●「お薬手帳」を活用しましょう

「お薬手帳」とは処方された薬の詳細を記録できる手帳のことです。薬の重複などをチェックできます。

～国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバーの記載が必要です～

国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。

届け出・申請の際は届け出・申請者、世帯主、手続対象者全員分のマイナンバー（個人番号）がわかるものを持参してください。

お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

6月7日(日)

文化協会芸能大会

総合福祉センター劇場ホールにて、文化協会芸能大会が開催されました。
出演者の方々は、踊りや文楽、歌唱に演奏などを披露し、会場を大いに盛り上げていました。



6月21日(日)

直島コメづくりプロジェクト 田植え体験

積浦地区にて、直島コメづくりプロジェクトの田植え体験が行われました。

天候にも恵まれ、子どもたちは昔ながらの田植えをどろんこになりながら楽しみました。

秋には、みんなで植えた稲の収穫体験を予定しています。



6月23日(火)

環境教室



つつじ荘にて小学5年生の児童21名が環境学習の一環として、アマモと干潟の観察を行いました。

干潟では、海の生き物を一生懸命探し、見つけた生き物をじっくり観察していました。アマモ観察では、海の生き物にとって大切なアマモ場を広げることの大切さを学び、子どもたちは、環境を守ることの大切さを学ぶことができました。





●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

後期高齢者医療 資格確認書および資格情報のお知らせの送付について

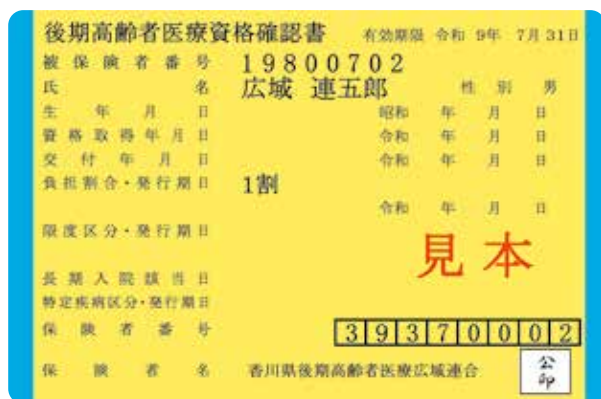
現在、被保険者の皆さんがお持ちの資格確認書は、7月末で有効期限が満了となります。

令和8年8月1日現在で後期高齢者医療制度に加入する85歳以上の方には、マイナ保険証の利用実績にかかわらず、令和9年7月末まで使える「資格確認書」を、84歳以下の方には、マイナ保険証を「直近1年間において6回以上利用し、かつ直近3カ月における利用実績がある」場合は、「資格情報のお知らせ」を、（それ以外の方は「資格確認書」をお届け。）**7月中旬以降『特定記録郵便』（黄色の封筒）でお届けします。**

古い資格確認書との主な変更点

【表面】

- 両端が**桃色**から**水色**に変更



資格情報のお知らせ



資格確認書および資格情報のお知らせを受け取ったら

資格確認書および資格情報のお知らせに記載されている内容に間違いがないか確認してください。記載内容に相違がある場合は、お手数ですが、住民福祉課へお申し出ください。

有効期限の切れた資格確認書の返還

現在お持ちの資格確認書は、8月1日以降使用できませんので、住民福祉課までお返しいただくか、ご自身で破棄をお願いします。

●マイナ保険証および資格確認書について

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行は廃止され、「マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）」または「資格確認書（被保険者証の代わりとなるもの）」をご利用いただくようになりました。

●限度区分を併記した資格確認書について

令和6年12月2日以降、限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の新規発行は廃止されました。

令和7年度に限度区分を併記した資格確認書を交付されている方には、引き続き、限度区分を併記した資格確認書をお届けします。（「資格情報のお知らせ」が交付対象となっている被保険者の方は除きます。）

新たに限度区分の記載を希望される方や資格情報のお知らせが交付対象となっている方は、申請をいただくことで限度区分併記した**資格確認書**を交付します。

※ **7月下旬以降**、資格確認書および資格情報のお知らせがお手元に届かない場合は、配達状況を確認しますので、住民福祉課へお申し出ください。

住民福祉課からのお知らせ

75歳・80歳の歯科健康診査が始まります

「オーラルフレイル」という言葉をご存じですか？「オーラルフレイル」は、歯や口に関する“ささいな衰え”を放置することで、口の機能低下、食べる機能の障害、さらには心身の低下につながる状態のことです。「オーラルフレイル」は、フレイルの前段階であるため、まずはご自身のお口に関心を持っていただき、予防をすることが大切です。



歯科健診は、歯の本数や状態、歯周病のチェックをするだけでなく、食べ物を噛む力や飲み込む機能など、口腔機能の状態もあわせて調べます。お口の状態を知ることは、ご自身の健康状態を知ることになります。

対象者には受診券を発送しますので、歯科健診を受けて、健康長寿を目指しましょう！

対象者：75歳（昭和25年4月2日～昭和26年4月1日に生まれた方）
80歳（昭和20年4月2日～昭和21年4月1日に生まれた方）
健診期間：令和8年7月1日～令和9年2月27日
費用：無料



出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談が開催されます。

●開催日 7月16日(木)

●場所・時間

- ・役場（1階会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（1階研修室） 13：00～16：00

●相談内容 年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整など

●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更など

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証など）が必要です。

町内で各種手続きが可能ですので、お気軽にご相談ください。



国民年金や厚生年金などの年金加入期間の確認や、年金額の算出など、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

年金相談は事前予約制となります。

年金相談をご希望の方は『街角の年金相談センター高松（オフィス）』に事前予約をお願いします。（年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。）

☎087-811-6020（予約用） 平日8：30～17：15【土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く】

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



健康推進室からのお知らせ

済生丸健診のご案内

8月の済生丸健診の日程は下記の通りです。受診希望の方は、受診できるかを確認のうえ、7月24日(金)までに電話または健康推進室窓口にてお申し込みください。

日 程	場 所	受 付 時 間	定 員	診 療 内 容	
8月10日 (月)	宮浦港	9:30~ 10:30	20名	【健診項目】 ・問診 ・身体計測 ・血圧測定 ・血液検査 ・尿検査 ・心電図検査 ・貧血検査 ※希望により、 肝炎ウイルス検査 (40歳以上の方) 前立腺がん検査 (40歳以上の男性) も受診可能ですので、予約時にお申し込みください。 ※別途検診料が必要	【肺がん検診】 40歳以上の方が対象 ・胸部レントゲン ※別途検診料が必要 ※喀痰検査は今年度より廃止になりました。
8月12日 (水)	直島港 (本村港)				

定員に達した場合は受診をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

【受診できる方】

- 直島町国民健康保険加入者 20歳～74歳の方
 - 香川県後期高齢者医療加入者 75歳以上の方
 - 社会保険加入者の被扶養者
 - ・20歳～39歳の方
 - ・40歳～74歳の方で保険者（職場）と香川県済生会病院が健診の契約をしている場合（詳しくは健康推進室までお問い合わせください）
- ※社会保険加入者本人は済生丸健診の受診はできないため、職場の健診を受けてください。
 ※40歳～74歳の方で受診を希望される場合は、保険者（職場）から発行される受診券が必要になります。
 お手元ない場合は、事前に保険者（職場）へお問い合わせください。

【健診料】

基本健診	500円	（社会保険加入被扶養者については保険者ごとに異なります。）
前立腺がん検査	400円	
肝炎ウイルス検査	400円	（令和8年4月1日時点で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に該当する方のうち今まで検査を受けたことがない方は無料で受診可能。）
肺がん検診（胸部レントゲン）	100円	

【健診当日のお願い】

- ・医療機関はマスクの着用が推奨されていることから、船内ではマスクの着用にご協力ください。
- ・発熱、咳、体のだるさなどの症状がある場合は、受診をお控えください。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

健康推進室からのお知らせ

乳がん・子宮頸部がん検診のお知らせ

下記の日程で秋の検診を行います。

検診対象に該当する方は必ず受診し、自己の健康管理に役立てましょう！

日 程	場 所	受 付 時 間		
9月11日(金)	役場	乳がん	マンモグラフィ	9:15~12:15
			超音波	9:45~11:45 13:00~15:00
9月12日(土)	西部公民館	子宮がん		9:15~10:45
		乳がん	マンモグラフィ	9:15~12:15
			超音波	8:15~11:45 13:00~15:45

【2026年度がん征圧
スローガン】
がん検診
定期受診は
自己投資



乳がん検診

対 象：満30歳以上の女性

料 金：マンモグラフィ検診 500円
超音波検査 500円 ※今年度より料金を変更しました。ご了承ください。

※30歳・40歳代の方は、乳がん好発年齢であることから、2方向撮影になります。

※今年度のマンモグラフィ検診は、**奇数年**生まれ（例：昭和53年、55年など）の方が対象です。

子宮頸部がん検診

対 象：満20歳以上の女性

料 金：500円

※30~40歳の方で、希望される方は HPV 検査が追加で受けられます。（無料）

〔HPV（ヒトパピローマウイルス）：子宮頸部がんなどの原因となるウイルスです。〕

乳がん検診・子宮頸部がん検診ともに事前に予約をとらせていただきます。

7月31日(金) までに健康推進室までご連絡ください。

当日は、受診申し込み後に送付する問診票に必要事項をご記入のうえ、健康手帳を持ってお越しください。

検診を受けられる方は、次のことにご協力ください。

- 検診会場ではマスクの着用、手指消毒など基本的な感染症対策をお願いします。
※検診を実施する香川県総合健診協会は「移動診療所」とされています。
医療機関はマスク着用が推奨されている観点から、引き続きご協力をお願いします。
- 衛生上の理由から、検診着を貸し出すことは原則中止します。
子宮頸がん：必ず**スカートをはいてきて（持ってきて）ください。**
乳 が ん：マンモグラフィ…**前開きの服をご用意**ください。
超音波…**バスタオルを2枚**お持ちください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



健康推進室からのお知らせ

ホットアドバイス ～作業療法士からリハビリテーションについて～

いつまでもスムーズに歩くために! 正しく動かす股関節ケア

株式会社アール・ケア 作業療法士 末澤 克美

股関節は、私たち、人が2足歩行する上で最も大事な関節といわれています。テレビや体操などで、今回ご紹介する運動をすでに「知っている」「やっている」という方もいるかもしれませんが、正しく股関節を動かしていないと関節周囲の軟骨に栄養が行き届きにくくなります。そうすると軟骨は痩せて滑りにくくなり、股関節の動きはさらに減少します。ほっておくと筋肉や腱もガチガチに硬くなる要因となります。

今回の課題は、適切に股関節の動きを促すことで、軟骨に栄養を送り、関節を滑りやすくすることにあります。簡単だと思われるかもしれませんが、この動きを正しく行うことは意外に難しく、骨盤や背骨と一緒に動かしてしまう癖を改善しなければいけません。だからこそ、おなじみの運動を「正しく行うこと」が今一度大切になります。10年後、20年後もご自身の足で元気に歩き続けるために、今日から心地よい股関節ケアを始めてみませんか？

■ 自宅でできる! 2つの股関節エクササイズ (詳細は図を参照)

- 運動1: 座ったまま股関節の曲げ (屈曲) → 骨盤をしっかり固定し、手のひらの高さで足踏み!
- 運動2: 立ったまま後ろに伸ばす (伸展) → 椅子の背もたれを持ち、腰を反らさず握り拳1つ後ろへ蹴る!

「足を高く上げたり、後ろに大きく振ったりする『派手な動き』はいりません。足の付け根の『根本のネジ』だけを、小さく、じんわり回す感覚が一番大事なポイントです」

自宅でできる! 股関節の可動域向上と筋力強化プラン

スムーズな歩行は、股関節の柔軟性と筋力によって決まります。これらの運動は、バランスを改善し、転倒を予防するのに役立ちます。

【①座って足踏み】

運動1: 座ったまま股関節の曲げ (屈曲)

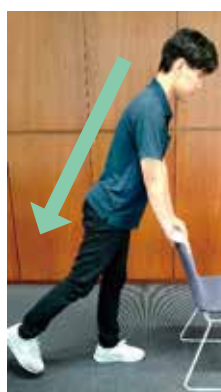


1. 丈夫な椅子に深く腰掛け、背筋を伸ばします。
2. 手を座面に軽く押し下げて、骨盤と上半身を固定します。
3. 片方の膝をゆっくりと持ち上げます。
4. 腰が後ろに丸まる前に止めます (軽く浮かせる程度)。
5. 左右10回ずつ行います。

◀ 図1: 骨盤を固定し、低めの足踏みを行う

【②立ったまま後ろ蹴り】

運動2: 立ったまま後ろに伸ばす (伸展)



1. バランスを保つために、椅子の背もたれをしっかりと持ちます。
2. 上半身を少し前に傾けて、体勢を固定します。
3. 片方の足をゆっくりと後ろに伸ばします (腰は曲げない)。
4. お尻に力が入る位置で止めます (腰が反る前に)。
5. 左右10回ずつ行います。

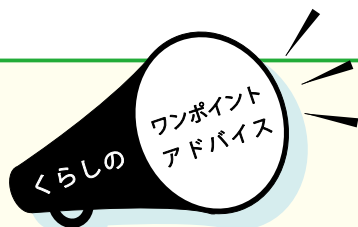
◀ 図2: 上体の前傾をキープし、腰を反らせずに後ろへ蹴る

■ 安全に行うためのポイント

- 目安の回数: 各脚10回、1日2～3回。すきま時間に無理なく行いましょう。
- 身体の声聞きながら、痛みを感じる場合はすぐに中止してください。

リハビリテーションについて詳しく知りたい方は、健康推進室へお問い合わせください。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



借金させる副業や投資に注意！

「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」と副業や投資を勧誘され、業者に指示されるまま複数の貸金業者から借金してサポート費用などを支払ったが、儲けることができず、多額の借金が残ったという相談が寄せられています。副業などを勧誘する業者の指示で借金した場合でも、返済義務は借り入れした消費者が負います。簡単に稼げるうまい話はなく、借金をすぐ返せる保証ありません。借金してまで契約しないようにしましょう。

困ったときは、ひとりで悩まずにお電話ください。

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」「消費者ホットライン188（局番なし）」

一日公庫のご案内

参加費
無料

日時 8月19日(水)

①10:00～ ②11:00～ ③13:00～ ④14:00～ ⑤15:00～

場所 直島町商工会 2階

対象者 事業を営んでいる方、創業を予定している方

「一日公庫」の特徴

- 直島町商工会で、日本公庫の融資担当者と相談ができます。
- 融資制度にかかるお問い合わせや、創業、事業承継に関するご相談なども可能です。

※一日公庫に参加をご希望の方は、直島町商工会ホームページの参加申込票に記入いただき、FAX (087-892-3327) か直島町商工会へご持参ください。

直島町商工会ホームページ



お問い合わせ

直島町商工会

☎087-892-2849 FAX087-892-3327

mail : naoshima@shokokai-kagawa.or.jp



日本政策金融公庫

海の事故ゼロキャンペーン

7月16日(木)～31日(金)

「海難ゼロへの願い」をテーマに、官民の関係者が一体となり、海難防止思想の普及、高揚を図ることにより、海の事故を防止することを目的とした海の事故ゼロキャンペーンを全国一斉に実施します。

今年の重点事項は次の4つです。

- ・見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ・ふくそう海域等における安全確保及び走錨に起因する事故の防止
- ・小型船舶の安全対策及びマリナーレジャー活動における安全対策
- ・ライフジャケットの着用率向上

お問い合わせ

高松海上保安部航行安全課

☎087-821-7008



No.228

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



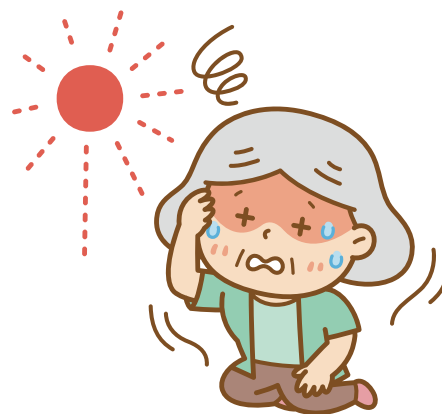
みなさん「夏バテ」にはなっていないませんか？

(医師 海老原 楽萌)

まだまだ朝晩は冷える日がありますが、夏本番が近づき日中は気温が高くなっています。この時期、なんとなく体がだるい、食欲がわからない、といった「夏バテ」の症状に悩まされる方も多いのではないのでしょうか？

〈夏バテのメカニズム〉

現代の夏バテの大きな原因は、実は「冷房」と「冷たい飲みもの」による心身の冷えにあります。猛暑の屋外と、冷房の効いた涼しい室内を行き来すると、その激しい温度差（だいたい7℃以上）に体がついていけなくなります。これが体温調節を司る自律神経の失調を招きます。さらに冷たい飲料を過剰に摂取すると、胃腸の血管が収縮して消化機能が著しく低下します。自律神経の乱れと内臓の冷えが重なることで、全身の倦怠感、食欲不振、睡眠の質の低下、といった夏バテ特有の症状が引き起こされます。



〈夏バテの対策〉

対策の基本は、自律神経の負担を減らし、内臓を温めることです。

冷えから身を守る

エアコンの設定温度を下げすぎず、カーディガンや膝掛けで「首・手首・足首」の3つの「首」を守りましょう。

内臓を守る

食事面では冷たいものばかり選ばずに、常温や温かいスープ、胃腸の働きを活発にするスパイスや香味野菜を取り入れてみましょう。

体をリラックスさせる

暑い日はシャワーでさっと入浴を済ませがちになりますが、温めのお湯を張って湯船に浸かることで、自律神経がリラックスモード（副交感神経優位）に切り替わり、深部体温が上がってだるさの解消につながります。

夏バテは「毎年のことだから」と放置されがちですが、体からのSOSのサインです。もし、十分な休息を取っても食欲不振や倦怠感などが2週間以上続く場合は、別の疾患が隠れている可能性もあります。「夏バテだと思ってたけど、期間が長くてなんだかおかしいぞ?」と思ったら、医療機関受診を検討してみてください。上手に体をいたわりながら、暑い夏を快適に乗り切ってください。

赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

地区 誕生日
なまえ お父さん
お母さん

文教区 吉岡 6・9 凌くん 大樹 友貴恵

宮ノ浦 小野 6・17 暖乃助くん 和也 穂乃花

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢

積浦 下津 要 88

寄附のお礼

▼下津伸浩様より亡父下津要様の香典返しとして、直島町立診療所、積浦老友会、積浦自治会に対して金一封のご寄附がありました。



チャレンジ! 広報クイズ

Q.夏バテの大きな原因は、「冷房」と「〇〇飲み物」による心身の冷えにあります。夏バテ対策をしっかりと、夏の暑さに負けない習慣を心がけましょう。

①温かい ②冷たい ③常温の

(ヒントは、広報紙の中にあります)

6月号の答え ② 応募総数 10 通

【応募締め切り】7月31日(金)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報クイズ7月号」係

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さん、ペットの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報なおしま 〇〇〇コーナー」

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り:7月24日(金)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科系	歯科
7月12	近藤医院 (東田井地) 41-1061	仲田歯科医院 (築港) 21-2949
19	青井医院 (宇野) 21-4370	半井歯科医院 (築港) 21-2861
20	田川医院 (和田) 81-8345	海のもり デンタルクリニック (宇野) 23-4180
26	井上クリニック (宇野) 32-0831	中村歯科医院 (日比) 81-8241
8月2	三宅内科外科医院 (槌ヶ原) 71-2277	橋本歯科医院 (奥玉) 31-8148
9	たまの病院 (宇野) 31-2101	はしもと歯科医院 (長尾) 33-0055

※診療時間は、内科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。

※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(7月13日~8月14日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
7/13	14	15	16	17
午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 谷口・海老原 海老原	海老原	海老原
20	21	22	23	24
休診日	午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 谷口・海老原 海老原	午前 午後 海老原 海老原/井上	海老原
27	28	29	30	31
午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 松木 谷口	谷口	谷口	午前 午後 谷口・海老原 谷口
8/3	4	5	6	7
午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 谷口・海老原 海老原	海老原	午前 午後 谷口・海老原 横山
10	11	12	13	14
午前 午後 谷口・海老原 谷口	休診日	午前 午後 谷口・海老原 海老原	海老原	海老原

※診療担当医は都合により変更することがあります。

※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00

※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30

※救急患者の場合は、診療時間外でも診療しますので、下記に電話してください。

(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は「医師1名体制」としています。

(お知らせ)7月28日(火)の午前のみ、泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

7月23日(木)の午後のみ、小児科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

ふれあい診療所 ☎087-892-2266

100歳のお祝い



5月30日に100歳をお迎えになられました宮田トメさん(宮ノ浦)に、町からのお祝い状と記念品を贈呈いたしました。

これからもお元気で
お過ごしになられ、ますますのご長寿を心より祈念申し上げます。

Mini Gallery (ミニギャラリー)



横 防 岡崎 貢さんの作品
「役場裏の風景 町民会館建設工事」

OHK杯 第47回香川県 少年柔道 選手権大会



3年生男子35kg級 第3位
植松 天晴さん



1年生女子 第3位
本田 汐里さん

～厚生労働大臣から感謝状～

濱本鐵雄さんは32年2カ月間、山田ゆかりさんは24年間、民生・児童委員として社会福祉の増進に貢献された功績が認められ、この度、厚生労働大臣より2名の方に感謝状が贈られました。

長年にわたりご尽力いただいたことに対し、深く感謝申し上げます。

おめでとうございます。



濱本 鐵雄さん



山田 ゆかりさん

「能登半島地震災害義援金」 「能登半島大雨災害義援金」の協力お願いについて

義援金へ多くの皆さんより、温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。現在の日本赤十字社直島町分区分での義援金受付状況を報告します。

役場庁舎内に募金箱を設置しておりますので、ご協力をお願いします。

皆さんからお預かりした義援金は、日本赤十字社を通して、被災地の方に届けられます。

能登半島地震災害義援金 (令和9年3月31日受付終了予定) 令和8年6月30日現在 704,236円

能登半島大雨災害義援金 (令和9年3月31日受付終了予定) 令和8年6月30日現在 257,710円